

コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

	コメントの概要	金融庁の考え方
	【保険業法施行規則第51条第6号関係】	
1	現行では「投資助言業務及び投資一任契約に係る業務に関する書面又は報告書の授受の事務の代行」が認められているが、これらの業務範囲を継続する場合においては、今回の改正にあたり、あらためて認可申請する必要はないとの理解でよいか。	○ 貴見のとおりです。
2	また、業務範囲を広げる場合（投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理（含む媒介）を実施する場合）、あらためて認可申請する必要があると理解してよいか。さらに、その場合は、業務範囲を広げた部分だけについて認可申請をすればよいとの理解でよいか。	○ 貴見のとおりです。
3	保険会社が、投資一任（顧問）契約の締結の代理の業務を行う場合、保険会社は投資一任（顧問）契約の勧誘行為を行うことができるとの理解で良いか。	○ 貴見のとおりです。
4	「契約の締結の代理（含む媒介）又は事務の代行」には、契約締結後に発生するいわゆる契約保全に係る取扱いが含まれていると理解してよいか。また、その場合は、運用報告書（金融商品取引法第42条の7）について、交付するだけではなく、顧客の求めに応じて内容説明すること、および任意の運用状況報告を行うことが可能であり、これらの業務を投資運用業者、保険会社のいずれも行うことができるとの理解で良いか。	○ 貴見のとおりです。
5	投資顧問契約等の締結の代理等については「締結」だけに限定されるのか。 代理では、契約書類の授受のみならず、契約書類の説明・調印を含めた手続の代理まで、また媒介においては会社案内等の交付に止まらず、積極的な商品説明等の勧誘行為までが業務範囲となるのか確認したい。 これまで投資顧問会社が行ってきた顧客向け運用報告、契約締結では新規契約だけでなく契約変更等の契約に関する全対応を代理・媒介業者が行うことが可能との理解でよいか。	○ 代理（媒介を含む。）業務の範囲には、契約手続の代理、契約の勧誘行為及び契約内容の変更が含まれると考えます。
6	保険会社が投資一任契約の勧誘を行う場合、保険会社の営業担当者が、保険商品である「一般勘定商品」と「投資一任商品」をセットで販売（勧誘）することが認められることを確認したい。	○ 保険会社の担当者が、保険商品である「一般勘定商品」と他社の「投資一任商品」を同時に販売又は勧誘することは、可能となります。
7	保険会社が、投資一任（顧問）契約の締結の代理の業務を行う場合でも、顧客が投資一任契約の変更や解約を行おうとする場合、その手続きを、投資運用業者、保険会社のいずれも受け付けることができ、それに伴う説明（変更、解約に伴う説明や解約意思の翻意を促す行為等も含	○ 保険会社が行う投資一任契約等の締結の代理の業務として、当該契約の変更や解約を含んでいる場合には、投資運用業者、保険会社のい

	む) を行うことができることを確認したい。	いずれもがその手続の受付や、変更・解約に伴う説明を行うことができるものと考えます。
8	保険会社が、投資一任（顧問）契約の締結の代理の業務を行う場合でも、プロアマの確認や告知を行うのは、投資運用業者、保険会社のいずれも行うことができ、それに伴う説明をできるとの理解で良いか。	○ 貴見のとおりです。
9	「投資顧問契約の締結の代理又はこれらの契約に係る事務の代行」が規定されているが、これは、①投資顧問契約の締結の代理と、②投資顧問契約（の履行）に係る事務代行、の二つを区別する趣旨か。そうだとすると、②については、例えば、単にデータの打込みなどのバックオフィス業務も含んでいるように解されるが、単なるデータの打込みについてまで、金融庁の認可が必要ということか。	○ 投資顧問契約締結に係るバックオフィス業務の一つとしてデータの打込みを事務受託するケースについては、個別具体的に判断されるものでありますが、金融庁の認可が必要となる場合が多いと考えます。
10	「投資顧問契約に係る事務の代行」には、例えば、投資助言業者の指示を受けて行うデータの収集及び分析（アナリストレポートの解析やブルンバーグ等から得られるマーケット情報の収集や解析）、並びにかかるデータ収集・分析結果の投資助言業者に対する報告が含まれるという理解でよいか。	○ 貴見のとおりです。
11	投資一任契約等の勧誘業務を保険会社が行うことは、金融商品取引法 28 条 3 項の「投資助言・代理業」に該当し、保険会社は金商法上の登録が必要となることを、念のため、確認したい。	○ 貴見のとおり、金融商品取引法第 33 条の 2 に規定する登録が必要となります。
12	投資一任契約等の勧誘業務を保険会社のみが行う場合、投資運用業を行う金融商品取引業者は、顧客に対する勧誘行為を自ら行わない以上、顧客に対する勧誘に伴う説明責任は原則として保険会社にあることを確認したい。 また、上記業務を保険会社が行う場合でも、投資運用業を行う金融商品取引業者も、自ら、顧客に対する勧誘を行うことができるかどうかを確認したい。 この場合、顧客に対する説明責任は、保険会社のみならず、投資運用業を行う金融商品取引業者も負うことになることを確認したい。	○ 一般的には、投資一任契約等の勧誘業務を保険会社のみが行う場合、保険会社とともに金融商品取引業者は説明責任を負うこととなりますが、その場合に、各々がどの程度責任を負っているかは個別具体的に判断する必要があります。なお、各事業者が勧誘に当たって説明した内容に事実誤認等があれば、当該勧誘に伴う説明責任は当該事業者にあると考えます。 ○ また、金融商品取引業者が自ら顧客に対する勧誘行為を一切行わず、勧誘行為のすべてを保険会社に委ねることも可能であり、金融商品取引業者及び保険会社のいずれもが勧誘行為を

		行うことも可能です。
	【保険業法施行規則第 51 条第 7 号関係】	
13	「外国信託会社」及び「保険金信託業務を行う生命保険会社等」の業務の代理、事務の代行も保険会社の付随業務として規定すべきである。	○ ご指摘を踏まえ、外国信託会社及び保険金信託業務を行う生命保険会社等の業務の代理又は事務の代行についても規定することとしました。
14	監督指針（Ⅲ-2-15-1「その他の付随業務」の取扱い）においては、現在、「その他の付随業務」として「ビジネスマッチング業務」が認められているが、保険業法施行規則第 51 条第 7 号に規定する「業務の代理又は当該業務に係る事務の代行」との関連について、以下の理解で差し支えないか。 ①信託会社又は信託業務を営む金融機関の紹介行為のみを実施するケースでは、「ビジネスマッチング業務」には該当するが、保険業法施行規則第 51 条第 7 号に規定する「業務の代理又は当該業務に係る事務の代行」には該当しないとの理解でよいか。 ②例えば、確定拠出年金制度における運営管理業務の受託営業に使用する確定拠出年金の仕組み図などで、特定の信託銀行を資産管理機関として表示するケースについても、保険業法施行規則第 51 条第 7 号に規定する「業務の代理又は当該業務に係る事務の代行」には該当しないとの理解でよいか。	○ 貴見のとおり、ビジネスマッチング業務に該当する場合には、業務の代理又は事務の代行についての認可は必要ありません。
15	51 条 7 号イに掲げる「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第一号」は「第三条各号」の誤りではないか。 同様に、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第一号」は、「第三条第一項各号」の誤りではないか。	○ ご指摘の該当部分においては、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第一号に掲げる業務及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第一号に掲げる業務について、保険会社による業務の代理又は事務の代行を認めないこととするものであり、誤りではありません。
16	51 条 7 号イに掲げる「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第一号に掲げる業務」及び「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第一号に掲げる業務」、同号ロに掲げる「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号に掲げる業務」については、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の経過規定で、専業信託銀行に	○ 保険業法施行規則第 51 条 7 号イに掲げる「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第一号に掲げる業務」及び「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第

	<p>については営むことが認められている。保険会社は専業信託銀行のこれらの業務に関する業務の代理又は当該業務にかかる事務の代行をすることができるのか。</p>	<p>三条第一項第一号に掲げる業務」、同号ロに掲げる「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号に掲げる業務」の代理又は事務の代行については、保険会社は行うことはできません。</p>
17	<p>信託兼営法第1条第1項では、遺言執行や財産管理などの併營業務の他、信託契約代理業も規定されている（第1号）。保険業法施行規則第51条第7号ロとの関係では、兼営金融機関が行う信託契約代理業の業務を受託する契約についても、保険会社が業務の代理等を行えることとなる。これは、兼営金融機関が他の信託会社などから信託契約代理業を受託する契約を保険会社が仲介（代理又は事務の代行）することができるという趣旨か（兼営金融機関が行う信託契約代理業を保険会社が代理すること（復代理）ができるという趣旨ではないということか）。</p>	<p>○ 貴見のとおりです。</p>
	<p>【全般】</p>	
18	<p>第51条第2号に「代理」は「媒介」も含むものとされているが、「代理」と「媒介」は行為として別のものであり、「代理」の中で「媒介」を読み込むことは法律（第98条第1項第1号）の委任の範囲を明らかに超えている。媒介も含まれるのであれば、銀行法第10条第2項第8号のように「代理」のほか「媒介」も規定しなければ読めないはずである。</p>	<p>○ 保険業法第98条第1項第1号の「代理」には「代理又は媒介」を含んでいると考えます。</p>
19	<p>「業務の代理又は事務の代行」の定義を明らかにしてほしい。特に、保険会社の「その他の付随業務」に係る2つのノーアクションレター（平成17年1月21日付及び同年7月25日付）では、代理や媒介に該当するような行為も、「その他の付随業務」として認められているように思われるが、他人の「業務の代理又は事務の代行」に一見該当するように思われるような行為であっても、付随業務の四要件（保険会社向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-15-1）を満たせば、保険業法第98条第2項による認可を得ることなく、これを行うことができると考えてよいか。</p>	<p>○ 「業務の代理又は事務の代行」と「その他の付随業務」の範囲については、個別具体的に判断する必要がありますので、ケースごとにご相談をお願いいたします。</p>
20	<p>保険業法第98条第1項第1号に基づく保険業法施行規則第51条の業務については、保険会社に認められる「代理」（媒介を含む）行為又は「事務の代行」を限定列挙したものとは考えなくてよいか。</p>	<p>○ 貴見のとおりです（「その他の付随業務」に該当する場合があるため）。</p>